平成２６年（フ）第６９３号
神戸市長田区神楽町５丁目３番23号
破産者　株式会社アイデイアル
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１号
鳥取県鳥取市千代水４丁目85番地
破産者　北陽自動車有限会社
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６号
島根県出雲市天神町196番地
破産者　有限会社ツーヨー
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第９７号
広島市南区仁保新町２丁目11番６号
破産者　カネヒ海苔株式会社
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５５１号
広島市西区己斐大迫１丁目９番15号
破産者　有限会社ラピュタ
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６３号
東京都清瀬市下宿３丁目1418番地７
破産者　株式会社Ｍ．Ｋ．Ｓ
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７６４号
東京都清瀬市下宿１丁目１番地15―105号
破産者　石川　芳春
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８００号
東京都日野市落川583番地サンハイム石坂202
破産者　丹羽のり子
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１８０５号
横浜市戸塚区平戸町491番地第２笠原ビル103号室
破産者　株式会社エム・エートラスト
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３号
石川県白山市一塚町727番地45
破産者　有限会社ジーズ
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２７１号
岐阜市宇佐南４丁目４番14号
破産者　インターセプト株式会社
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２１６号
愛知県丹羽郡大口町秋田２丁目112番地
破産者　佐藤建設株式会社
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１６号
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲徳積581番地
破産者　有限会社アーク・ストーン
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第２５０号
静岡県浜松市東区宮竹町149番地の１
破産者　有限会社竹下シール
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２４９号
京都市左京区田中門前町72番地
破産者　株式会社アサ百万辺
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１００３号
京都市左京区聖護院東町３番地４
破産者　有限会社ピーティシー京都
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７０号
広島市安佐南区伴南１丁目10番23号
破産者　石見工業有限会社
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第１４９号
長崎市魚の町６番１―1301号
破産者　竹中技研工業株式会社
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第９９９号
福岡県糟屋郡宇美町貴船１丁目27番６号
破産者　阿野　恵子
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３０１号
佐賀県鳥栖市今泉町2152番地　鳥栖南部団地県営624
破産者　木下　良紀
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
大津市坂本１丁目14番16号、前住所大阪市浪速区恵美須西２丁目11番16号
破産者　奥村みどり
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部